サーバ管理型乗車券取扱規則

2023.8.30　制定
2025.5.13　現在

第１編　総　則

（この規則の目的）

第１条　この規則は、東急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）において、旅客が所有する識別番号が記録された媒体を使用して当社線を利用する旅客の運送等（以下「サーバ管理型乗車」といいます。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

2　前項にいう識別番号（以下「ID」といいます。）とは、次の各号に定めるとおりとします。

(1) クレジットカード等の会員番号およびこれに関連する情報

(2) 2 次元コードに記録された情報およびこれに関連する情報

（適用範囲）

第２条　サーバ管理型乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

2　この規則が改定された場合、改定日以降のサーバ管理型乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

3　この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとします。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知を行い、当社ホームページに掲示するものとします。

4　この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。

（用語の意義）

第３条　この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1)「当社線」とは、当社の鉄道線および軌道線をいいます。

(2)「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）TypeA/B を活用した EMV コンタクトレス決済をいいます。

(3)「携帯情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の機器をいいます。

(4)「決済媒体」とは、EMV コンタクトレス決済で、第 8 号に定める対応改札機におい

て認証することができるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードおよびカード機能を搭載する携帯情報端末をいいます。

(5)「都度利用」とは、決済媒体を使用して運賃を収受するサーバ管理型乗車をいいます。

(6)「企画乗車券」とは、第 13 号に定める販売サイトにおいて当社が特別の運送条件、施設利用券等を定めて発売するサーバ管理型乗車の情報をいいます。

(7)「QR コード」とは、企画乗車券に付帯して旅客が所有する携帯情報端末の画面に表示し、第 8 号に定める対応改札機で認証することができる 2 次元コードをいいます。

(8)「対応改札機」とは、決済媒体または QR コードから情報を読み取るための機器をいいます。

(9)「フリーエリア」とは、企画乗車券のうち乗車回数および途中下車に制限のない区間をいいます。

(10)「有効区間」とは、企画乗車券のうち同一方向に連続して 1 回限り乗車することができる区間をいいます。

(11)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者、およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいいます。

(12)「管理サーバ」とは、決済媒体および QR コードの ID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをいいます。

(13)「販売サイト」とは、当社が企画乗車券を発行するウェブサイト「Q SKIP」をいいます。

(14)「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいいます。

(15)「他社線」とは、当社以外が経営する運輸機関の路線をいいます。

（制限または停止）

第 4 条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは都度利用および企画乗車券の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがあります。

2　前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を当社ホームページ、販売サイトおよび関係駅に掲示するものとします。

3　本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

（利用履歴および購入履歴の確認）

第 5 条　旅客は、タッチ決済乗車サービス提携事業者の QUADRAC 株式会社が管理するウェブサイトに会員登録をすることで、都度利用による乗車日、利用区間、乗車運賃等を確認することができます。

2　前項の確認は、当該ウェブサイト等にアクセスした日から最大 365 日前の乗車分まで行うことができます。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

3　旅客は、企画乗車券の購入履歴を販売サイトにおいて確認することができます。

（決済方法および決済手段）

第６条　都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行者の定めるところによります。

2　都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、Mastercard®、JCB、American Express、Discover、Diners Club、銀聯とし、当社で決済ができるカードに限ります。

　ただし、カード機能を搭載する携帯情報端末による乗車および決済可能なブランドは、VISA、Mastercard®、JCB、American Express、Discover とします。

3　都度利用により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとします。

4　前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとします。

5　都度利用により発生した運賃債権は、1 日単位で集計するものとします。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとします。

6　企画乗車券は、Q SKIP 利用規約において指定する、当社で決済できるクレジットカードにより購入するものとし、支払い方法は一括払いに限るものとします。

（販売サイトの取扱時間）

第７条　販売サイトの取扱時間は、0 時 00 分から 23 時 59 分までとします。ただし、メンテナンス時間をのぞきます。なお、取扱い時間は予告なく変更することがあります。

（免責事項）

第８条　決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害または発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負いません。

2　この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負いません。

3　旅客が、カード機能を搭載する携帯情報端末の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負いません。

4　携帯情報端末の決済媒体利用および販売サイトへの接続における携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとします。

（旅客の同意）

第９条　旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第２編　旅客営業

第１章　通　則

（契約の成立時期および適用規定）

第 10 条　都度利用に関する旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合をのぞき、入場または乗車時に対応改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立します。

2　企画乗車券における旅客の運送等の契約は、旅客が販売サイトにおいて会員登録後に購入の申し込みを行い、当社が承諾し企画乗車券の情報等を旅客へ返信をした時に成立します。なお、通信不具合等、当社の責に帰さない理由により契約成立の返信がされなかった場合でも、当社よる返信はされたものとみなし、旅客は販売サイトにおいて当該企画乗車券の購入を確認するものとします。

3　前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

（目的および使用方法）

第 11 条　都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 同一の決済媒体により、旅行開始駅および旅行終了駅において対応改札機で情報を読み取り、入場および出場し乗車処理を行なわなければなりません。ただし、こどもの国線では入場または出場時の改札を省略することがあります。また、世田谷線では入場または乗車時の対応改札機による乗車処理のみ行います。

(2) 適用する運賃は、旅客営業規則第 73 条（旅客の区分およびその旅客運賃・料金）に定める大人に限るものとします。

(3) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することができません。

(4) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末の充電切れ、通信障害等により第 1 号に規定する乗車処理ができない場合、都度利用は無効として取扱います。

(5) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱います。なお、決済媒体の紛失に対し、当社は責めを負いません。

2　企画乗車券は、フリーエリアまたは有効区間を決済媒体または QR コードにより乗車することを目的とし、使用方法は次の各号に定めるとおりとします。

(1) 企画乗車券の使用における、決済媒体での乗車が可能なブランドは、VISA、JCB、American Express、Discover、Diners Club とし、企画乗車券の決済に使用した同一のカードに限ります。

(2) 決済に使用した決済媒体または携帯情報端末に表示される QR コードにより、入場および出場の都度、同一の企画乗車券により対応改札機で改札を受けなければなりません。対応改札機の未設置、故障、停電またはシステム障害等により対応改札機による

改札を受けることができない場合は、有効な企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ呈示することにより改札を受けるものとします。ただし、こどもの国線では入場時または出場時の改札を省略することがあります。また、世田谷線では入場または乗車時の対応改札機による乗車処理、もしくは係員による改札のみ行います。

(3) 前号で定める、企画乗車券の携帯情報端末への表示による改札を受けた場合、次回の改札時に係員の求めにより発駅情報の消去等を行う場合があります。

(4) 企画乗車券のフリーエリア外へ乗車したときは、その区間に対する運賃を決済媒体で支払うことはできません。

(5) 入場時に使用した決済媒体または QR コードを出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体または QR コードで再び入場することができません。

(6) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末の充電切れ、通信障害等により第 2 号に規定する乗車処理ができない場合、企画乗車券は無効として取扱います。

(7) 決済媒体による乗車であっても、有効な企画乗車券を係員の求めに応じて携帯情報端末の画面に表示し呈示することができない場合、企画乗車券は無効として取扱います。

(8) 企画乗車券を紛失したときは第 6 号、第 7 号に準じて取扱います。なお、企画乗車券の紛失に対し、当社は責めを負いません。

（取扱区間）

第 12 条　乗車できる区間は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 都度利用…当社線全線の各駅相互間とします。

(2) 企画乗車券…別に定め、販売サイトに掲示するものとします。

（制限事項）

第 13 条　サーバ管理型乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとします。

(1) 都度利用において、1 回の乗車につき 2 以上の決済媒体を同時に使用すること。（クレジットカードと携帯情報端末等の紐づけを行った場合、入場時と出場時で異なる媒体を使用するときも含みます。）

(2) 当社線の改札を出場することなく他社線へ連続乗車した場合。ただし、第 27 条に定める区間については、この限りではありません。

(3) 1 回の乗車につき 2 以上の同一企画乗車券を同時に使用すること、および同一の企画乗車券として決済媒体と QR コードを同時に使用すること。

(4) 決済媒体または QR コードを使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。

(5) 決済媒体または QR コードと他の乗車券を併用すること。

(6) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。

(7) 旅客の決済媒体において、有効期限終了、利用可能枠を超えた決済会社の使用制限または使用停止の措置を受け使用できない状態になったとき。

(8) 決済媒体に登録された名義人以外が使用したとき。

(9) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。

第2章　運　賃

（運賃）

第14条　都度利用で乗車した場合の運賃は、旅客営業規則第77条（普通旅客運賃制度）の各項、第78条（普通旅客運賃）の各項（ただし、第4項ただし書きをのぞきます。）に定める大人普通旅客運賃とし、入場駅・出場駅間の最も低廉となる運賃を適用します。

2　都度利用において、乗車経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、旅客営業規則第68条第2項に定める計算により大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

3　企画乗車券の運賃は、別に定め、販売サイトに掲示するものとします。

（乗車区間が1周となる場合）

第15条　都度利用による乗車経路が1周または1周を超える場合は、旅客営業規則第70条ただし書きに定める計算により大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

（割引運賃）

第16条　都度利用により旅客営業規則第32条の2に掲げる表(7)の区間を乗車する場合は、同規則第94条の2第3号アに定める運賃を適用します。ただし、田園都市線長津田と恩田またはこどもの国における対応改札機の入出場が60分以内となる場合に限ります。

（割引機能を利用した運賃）

第17条　都度利用による割引機能を実施する場合、利用した運賃については入場時に使用した決済媒体を継続して使用する場合に限り適用します。適用する割引の種類は次の各号に定めるとおりとします。

(1)「上限設定割引」とは、予め設定された期間、上限金額に達した時点で、運賃割引（無賃扱いも含む）を行う場合。

(2)「利用回数割引」とは、予め設定された期間、乗車回数に達した時点で、次回運賃や可変的な運賃割引を行う場合。

2　前項各号のほか、都度利用において対象期間や適用区間等、特別の条件を別途定めて割引運賃を適用することがあります。この場合、その適用条件、運賃等を販売サイトに掲示するものとします。

（企画乗車券の変更・払いもどし）

第18条　旅客は、購入した企画乗車券を変更することはできません。

2　使用開始後の企画乗車券を払いもどすことはできません。使用開始前の企画乗車券は、販売サイトに定める条件・方法により旅客自身の操作で払いもどしを行うものとします。

第3章　効　力

（効力）

第19条　サーバ管理型乗車の効力は、第11条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

(1) 都度利用

ア 片道1回の乗車に限り有効とします。

イ 1つの決済媒体につき、同時に1人のみ入場処理を行うことができます。

ウ 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。

エ 入場処理を行った当日限り有効とします。

オ 途中下車の取扱いをしません。

(2) 企画乗車券

ア フリーエリアは企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。フリーエリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を収受します。

イ 有効区間の効力は企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。有効区間外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を収受します。

ウ 企画乗車券の購入旅客1人につき、最大3人の旅客を同行させることができます。ただし、購入旅客が所有する携帯情報端末で企画乗車券を購入する際に、その企画乗車券に対して同行者人数を指定し、同時に改札を受け同一行程を乗車するときに限ります。

エ 入場処理された決済媒体またはQRコードに出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。

オ 企画乗車券に設定された有効期間内の乗車に限ります。

（複数経路の選択乗車）

第20条　都度利用による乗車が、旅客営業規則第157条に掲げる区間を通過または同区間内相互となる場合は、重複しない限り経路を選択することができます。

（無効となる場合）

第21条　旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用または企画乗車券を無効として取扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃とをあわせて収受します。

(1) 決済媒体および企画乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

(2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき。

(3) この規則の定めに基づかず使用した場合。

(4) 企画乗車券の係員による改札時に、有効な企画乗車券を携帯情報端末の画面に表示

し呈示することに応じないとき。

(5) その他不正乗車の手段として使用した場合。

2　偽造、変造または不正に作成された決済媒体、企画乗車券を使用した場合は、前項の規定を準用します。

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 22 条　前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 266 条（乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）の規定を準用して計算します。

第 4 章　特殊扱い

（同一駅で出場する場合の取扱方）

第 23 条　旅客は、都度利用時に対応改札機において入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間に対して旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、使用媒体の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2　都度利用時または企画乗車券を使用して入場後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客営業規則に定める当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

（入場処理未了時の取扱い）

第 24 条　旅客は、都度利用時に入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、第 21 条第 1 項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払うものとします。なお、乗車駅が不明な場合は第 22 条の規定によります。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとします。この場合、当該決済媒体に入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとします。

（出場処理未了時の取扱い）

第 25 条　旅客は、都度利用時に出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された入場駅からの最遠区間に対して、第 21 条第 1 項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとします。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車区間に対する出場処理を行うものとします。この場合、当該決済媒体に出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとします。

（運行不能時の取扱い）

第 26 条　列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができます。

(1) 都度利用時の入場処理後

ア 無賃送還

イ 任意による旅行中止

(2) 企画乗車券の場合

ア 他経路乗車

2　前項第 1 号アの取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができます。この場合、入場駅において当該媒体の発駅情報の消去処理を行います。

3　前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から途中下車駅までの運賃相当額を途中下車駅において当該決済媒体により収受します。

4　第 1 項第 1 号イの取扱いを選択した旅客については、発駅から旅行中止駅までの運賃相当額を旅行中止駅において当該決済媒体から収受します。

5　第 1 項第 2 号アの取扱いを希望する場合、企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ呈示しなければなりません。この場合、必要により発駅情報の消去処理を行います。

第 3 編　他社線

第 1 章　通　則

（他社線への都度利用および乗継ぐ場合の取扱い）

第 27 条　当社線と以下に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行います。

横浜高速鉄道株式会社	みなとみらい２１線

（他社線内の取扱い）

第 28 条　当社線と前条に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合、他社線内における都度利用の取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。

2　前条に掲げる表に定める他社線を取扱区間に含む、企画乗車券の他社線内における取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。

（他社線と乗継ぐ場合の運賃）

第 29 条　当社線と第 27 条に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合の運賃は、運輸機関ごとに定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とします。